

瀬戸市告示第42号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書並びに地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項及び第2項並びに第22条の4第4項の規定に基づき、瀬戸市下水道事業の総括出納取扱金融機関、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を次のとおり指定した。

令和2年4月1日

瀬戸市長 伊藤保徳

区分	金融機関の名称
総括出納取扱金融機関	瀬戸信用金庫
出納取扱金融機関	株式会社三菱UFJ銀行
収納取扱金融機関	株式会社愛知銀行
〃	株式会社名古屋銀行
〃	株式会社十六銀行
〃	株式会社大垣共立銀行
〃	株式会社中京銀行
〃	株式会社ゆうちょ銀行
〃	あいち尾東農業協同組合
〃	東海労働金庫
〃	信用組合愛知商銀
〃	イオ信用組合

